

令和3年度 事業計画

第1 はじめに

令和2年度は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、社会経済全体が大きな影響を受け、新年度を迎える現時点でも依然として予断を許さない状況が続いている。当会においても、講習会や研修会の中止、在宅福祉サービスやファミリーサポート事業の一時縮小・休止など、事業運営全般にわたり著しい支障を生じた。また、令和2年3月の評議員会から会議を開催することができず、令和3年3月の理事会・評議員会も書面による同意の手続きをお願いせざるを得ない事態となっている。

このような状況の中で、感染防止対策の徹底に努めながら、インターネットを利用したオンライン研修など、実施方法を工夫し、環境変化に対応した事業の推進に取り組んでいる。また、理事及び評議員の人数については、関係者の皆さまのご意見を伺った上で、多様な団体構成をできるだけ維持しながら、人数を半分程度に削減する定款改正を提案した。今後、これまで以上に活発な議論や意見交換をお願いするため、感染状況を見守りながらオンラインを併用した理事会・評議員会の開催等を検討していく。

国は、団塊の世代（昭和22～24年生まれ）が75歳以上を迎える2025年に向け、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的支援体制を構築するため、令和3年度から「重層的支援体制整備事業」を施行することとした。

区では、これまでも包括的な相談支援体制を充実するため、「福祉の総合相談窓口」（愛称：福祉のコンシェルジュ）の新設や、包括支援センターとの連携強化等に取り組んできたが、国の動向を踏まえ、さらに重層的な支援体制を整備するため、よりきめ細かいアウトリーチ型の個別支援等を通じた地域課題の把握や、地域の支え合いを含めた地域づくりを一体的に進めるコミュニティ・ソーシャル・ワーカー（COMMUNITY SOCIAL WORKER：略称「CSW」。以下、全頁にわたりCSWと表記。）を新たに配置する方針で、令和3年度当初予算案にCSW2名分の人件費補助を計上した。

具体的には、本年3月に改定の目黒区保健医療福祉計画（令和3～7年度）に、計画事業の一つとして「コミュニティソーシャルワーク機能の強化による地域づくりの推進」を掲げ、令和3年度から社会福祉協議会にCSWを順次配置し、令和5年度までに現行の協議体運営を担う生活支援コーディネーター（現行4名）とCSWを各地区1名ずつの配置とし、合計10名の体制整備を目指す計画である。

CSWには、生活支援コーディネーターとともに業務を一体的に進め、住民と連携して、地域住民が抱える生活課題の解決や地域づくりに向けた活動の推進、公的制度との関係を調整するなどの役割が期待されている。今後、CSWが効果的に活動できるよう、区の関係所管や包括支援センター、関係事業者等との連携・協力の仕組み等を協議する必要がある。

また、コミュニティソーシャルワーク機能の強化は、社協の全ての事業に共通する課題であるため、令和3年度に改定作業を行う第4次社協発展・強化計画（令和4～8年度）の中

で、どのような組織や体制を整備して取組むべきか検討し、計画に位置付けることとする。

令和3年度は、最終年度となる第3次社協発展・強化計画（平成29年度～令和3年度）に掲げた事業を着実に推進するとともに、推進基盤となる人材確保の観点から、事業収入の増収など所要財源の確保に努めながら、引き続き契約職員・非常勤職員の処遇改善に取り組むこととする。

なお、第4次社協発展・強化計画（令和4～8年度）の改定にあたっては、令和元年10月に策定した基金活用事業計画の見直しを視野に入れ、地域における新たな支え合い事業や地域公益活動など、寄付者の意向や基金の目的に沿った新規・臨時事業への活用を検討し、基金の有効活用を更に推進する。

以上の視点に立ち、令和3年度においては、次の取組みを行っていくこととする。

第2 重点的な取組み

1 成年後見制度の拡充

認知症や単身高齢世帯が増加する中で、成年後見制度の果たす役割の重要性が増しており、今後、さまざまな支援需要の増大が見込まれる。このため、「成年後見制度推進機関」に位置付けられる権利擁護センター「めぐろ」において、引き続き成年後見制度の周知・啓発、市民後見人養成講習、専門相談事業等の実施に努めるとともに、成年後見制度への円滑な移行を図るため、日常生活自立支援事業等の適切な運営を推進する。また、昨年度は、区からの新たな補助事業として、成年後見制度の利用に係る申立費用助成を開始した。

区では、成年後見制度の一層の推進を図るため、今後、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき、「成年後見制度利用促進計画」の策定に向けた調査・研究を進める計画である。このため、区の動向を踏まえながら、区長申立等による法人後見の受任や市民後見人への引継ぎ等を適切に実施するとともに、区の補助を受けて「終活」に関する講演会や、遺言、相続、任意後見契約等に関する相談会を実施するなど、成年後見制度に関する幅広い普及啓発の拡充に取り組むこととする。

2 生活支援・CSW体制整備事業の推進

高齢化の進展により生活支援が必要な高齢者が増える中、生活支援サービスの充実・強化が求められ、地域の実状に応じた多様な主体による「支え合いの仕組み」を広げることが重要となっている。

社協は、平成29年度から高齢者の地域での生活を支える体制づくりについて、区からの委託を受けて担当の生活支援コーディネーターを配置し、町会・自治会や民生児童委員、老人クラブ、NPO、ボランティア団体、事業者等の参加のもと、地域の生活課題や不足する支援サービス、支え手の開拓などについて話し合う場、情報共有や連携強化の場として、5地区ごとに第2層の「協議体」を順次立ち上げ、運営してきた。

地域福祉推進の中核的な役割を担う社協は、地域におけるさまざまな生活課題の把握に

努め、住民の相互援助活動や支え合いの仕組みづくり、地域活動団体・ボランティア活動者等とのつながりを充実させ、引き続き地域と協働して生活課題の解決を目指していく。

《地域共生社会の実現に向けた新たな取組み》

地域には、いわゆるダブルケアや8050問題等のように複合的な課題を抱える世帯など、従来の公的な支援制度だけでは対応できない生活課題や制度の狭間で困窮する人が増加している。特に、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、地域の見守りや居場所への参加が困難になり、社会的孤立や引きこもりなど、地域住民が抱える課題はますます複雑化・深刻化している。

このような地域の課題に対応するため、住民と共に課題解決に取組み、個別支援、資源開発や地域の仕組みづくりを進めるCSWの役割と体制整備が重要となる。

目黒区と社協は、このCSW体制整備の必要性を共通認識し、令和3年度から、区からの委託を受け、目黒区が設定した年次計画に基づいて社協にCSWを順次配置し、生活支援コーディネーターと連携協力して活動するCSW体制整備に取り組んでいくこととなった。

今後、地域のさまざまな困りごとに対して、区や関係機関・団体と連携して総合的な社会的困窮者支援体制を構築し、地域活動への支援や新たなサービスの開発を推進していく。併せて、平成29年度から取り組んでいる多様な地域課題の把握や、支え合い活動への支援、普及啓発等に引き続き取り組み、支え合いの地域づくりに向けた活動と地域住民が抱える個別課題の解決を取組みの両輪と位置付け、地域共生社会の実現を推進していく。

3 障害福祉サービス事業の充実

幅広く地域福祉を推進するため、高齢者・児童福祉に係る事業に加え、平成29年度から社協が東京都の指定を受けた「障害福祉サービスセンター」を開設し、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、移動支援等の障害福祉サービスを、区から引き継いで実施している。

これらの事業のうち視覚障害者等を対象とする同行援護については、対応可能な資格者が限られるため、資格取得助成制度を設けて資格者の養成に取り組むとともに、平成30年度からは全ての資格取得に助成対象を拡大し、サービス提供者の人材確保と円滑な事業運営に努めている。

今年度は、引き続き新型コロナウイルス感染症予防対策の徹底を図りながら、利用者やその家族の生活を維持し、利用者の社会参加や活動範囲の拡充につながるよう、一層の事業の充実を目指していく。

第3 主な事業計画

I 社会福祉事業

1 法人運営事業

(1) 法人の運営の充実

平成28年3月31日に交付された「社会福祉法等の一部を改正する法律」による新しい社会福祉法人制度を踏まえ、経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の確保、財務規律の強化など、これまで積極的に対応を図ってきた。

引き続きこれらを着実に推進し、議決機関としての評議員会、執行機関としての理事会の適切な運営に努めるとともに、地域福祉の中心的な担い手としての役割を積極的に果たしていく。

(2) 人事管理制度の整備

法改正や多様化する地域課題に柔軟に対応し、区民の期待に的確に応えていくため、より一層の職員の資質と能力の向上を図る必要がある。このため、個々の能力と職責及び業績に応じ適切に評価する制度を実施しているところである。この制度の効果的な運用に努め、総体としての社協の組織力の強化を図っていく。

ア 人材育成の充実

有為な人材を育成するため「社協人材育成方針」に基づき「年間研修計画」を策定し、内部研修、派遣研修を計画的・体系的に実施する。

新規採用職員や経験の浅い職員の能力向上に向け中堅職員を活用した実務研修や職場研修（OJT）を重点的に実施するなど、相乗効果が期待できる研修方法を推進する。

イ 職員の処遇改善

福祉人材の確保が年々厳しさを増す中で、長期的な人材確保策が必要である。このため、無期雇用契約転換後の契約職員を対象とした昇給制度を設けるとともに、希望する契約職員及び非常勤職員については、東京都社会福祉協議会の従事者共済制度に加入するなどの処遇改善に努めている。

令和3年度においては、引き続き安定的な人材確保を図るため、区の人事制度に準拠し、非常勤職員への期末手当の全額支給を行う。また、事業収入の増収など必要な財源の確保に努めながら、適切な処遇水準への改善を引き続き検討していく。

ウ 働き方改革への対応

労働基準法の改正を受け、年次有給休暇の計画的な取得を推進する。また、令和2年度に導入した勤怠管理システムを有効活用し、事務の効率化とともに労働時間の見える化などによる適切な勤怠管理を推進していく。

(3) 財政基盤の強化

積極的な事業展開と安定した財政運営を確保するために、自主財源確保策に取り組む。

ア 会員の拡大及び会費の確保

近年、会員数が逡減傾向にあるため、引き続き会員募集のポスター、チラシを作成し区内企業・福祉団体等に新規加入をお願いするとともに、社協ホームページの活用や社協だよりに「新規会員募集特集」を掲載するなど、創意工夫を行い、新規会員の拡大と会費の確保を図る。

イ 広告料収入の確保

社協だよりの一部に引き続き企業等の広告を掲載し広告料収入を確保するため、企業等への働きかけを行う。

ウ 基金の有効活用

令和元年度に策定した基金活用事業計画に基づき、地域福祉基金のうち寄付以外の積立額を対象として、在宅福祉サービス事業とボランティア・区民活動事業の既定事業費の一部に毎年500万円、10年間で計5,000万円を充当する。また、今後、寄付者の意向を踏まえた新規・臨時事業の実施など、基金の有効活用を引き続き検討していく。

エ 基金等の適切な管理・運用

大規模な金融緩和による超低金利が続き、基金等の運用益は低迷しているが、今後の緩和縮小局面に備え、長期金利及び預金金利の動向等を注視し、資金管理運用方針に基づいて、安全性・流動性・効率性を確保した基金等の適切な管理・運用に努める。

(4) 社協発展・強化計画の推進

計画期間平成29(2017)年度から令和3(2021)年度の「目黒区社協発展・強化計画」を改定する。なお、令和3(2021)年度は現行計画の最終年度となるため、事業の着実な推進に努めるとともに、年度末には各事業の達成状況や最終的な内部評価を取りまとめ、理事会において点検・確認・修正をしたのち、評議員会に報告する。

(5) 地域における公益的な取組みの実施と社会福祉法人との連携強化等

ア 地域における公益的な取組みの実施

社会福祉法の改正により、全ての社会福祉法人が地域における公益的な取組（社会貢献事業）に取り組むことが義務付けられた。社協の事業のうち、地域福祉のつどいの開催、区民向けの防災講座の実施、ハンディキャブ運行事業、権利擁護事業（相談、講習会等）を公益的な取組と位置づけ、着実に実施していく。

イ 区内社会福祉法人との連携等

上記アを契機に、既存の制度では解決が困難な福祉・生活課題に対応するため、地域での社会福祉法人の連携を図ることとしており、社会福祉法人のネットワークを図るため、目黒区内に本部が所在する社会福祉法人に呼びかけ、平成29年度に連絡会を開催した。今後、ネットワーク組織の立ち上げに向けて引き続き協議を進める。

また、社協が実施する職員研修のうち、可能なものについては区内の社会福祉法人職員の受講を呼びかけるほか、民間障害者福祉施設職員の健康相談事業の効果的な運営に努める。

ウ 気仙沼市社協との交流

平成 28 年 11 月に締結した気仙沼市社協との「災害時相互応援協定」に基づき、職員を研修派遣するなど、平常時からの相互交流に努めていく。

2 在宅福祉サービス事業

(1) オンライン研修の実施と担い手の確保

令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により会場での研修・講座の開催は難しい状況があり、オンラインを活用した研修・講座を実施した。令和 3 年度も積極的にオンラインを活用した研修・講座を開催し、事業周知や担い手募集を行うことで、幅広い年代の担い手の確保を目指す。

(2) 広報・周知方法の工夫

これまで、チラシ、パンフレット、広報誌などより事業周知を行ってきたが、事業の魅力伝える PR 動画の作成やオンラインの活用など新たな方法も検討し、より効率的・効果的な周知を図る。利用会員や協力会員の生の声を紹介し、会員の思いや会員同士の温かな交流など事業の実際を知ること興味を持ってもらえるような工夫を行う。

(3) ニーズ調査の実施

平成 28 年度にサービス内容見直しのためのニーズ調査を行ってから 5 年が経過した。新型コロナウイルス感染症の影響によって、利用会員の心身機能の低下などを心配する協力会員の声もあるため、利用会員の心身状態の変化や生活上の困りごとが生じていないかを把握するためのニーズ調査を行う。調査で得たニーズ等は分析・検討を行い、第 4 次社協発展強化計画に反映を図っていく。

(4) 目黒区訪問型支え合い事業の継続

目黒区の実情に合った利用しやすい事業になるよう、事例検証等を通じて関係機関と協議し、事業の円滑な運営に努める。担い手養成研修については、シルバー人材センターとの共催やカリキュラムの見直し等、効率的な実施を検討する。

3 ハンディキャブ運行事業

目黒区は、平成 30 年度以降の移送委託事業を廃止し、介護タクシーや社協のハンディキャブの利用を推進している。新型コロナウイルス感染拡大の影響で利用者数及び運転協力員数が減少しているが、今後も一定の需要が見込まれることから、区内の狭隘道路事情等にも対応可能な軽自動車ハンディキャブを含め 3 台での運行を基本に事業を推進していく。また、事業推進には運転協力員の確保が課題である。ボランティア登録をしている運転協力員が徐々に高齢化していることから、円滑に世代交代を図ることができるよう、新規登録についての周知や勧誘に努める。新規登録にあたっては、職員及び外部機関による、運転技量や利用者への対応能力等の審査を行い、安全な運行の確保に努める。さらに、運転協力員に対しては、年一回（3 月実施）、目黒警察署署員による安全運転講習会を実施するほか、日ごろの運転に関して運転協力員相互の情報交換を行っていく。

4 ボランティア・区民活動推進事業

地域福祉を取り巻く状況変化の中で、住民同士が地域でともに支え合う仕組みづくりが重要な課題となっている。地域の団体、組織及び個人がネットワークを構築し、地域の情報交換や地域の人たちと触れ合える活動の機会・場所を区民主体で創り上げ、社会的に孤立する人をなくしていくことが求められている。

ボランティア・区民活動センターでは、このような地域づくりのために担い手の養成や活動メニューの開拓、地域の中で何かをしたいという思いを持つ個人や団体への支援、人と人、人と団体をつなぐ役割を担い、地域で活動する団体等とのネットワークをさらに充実させ、地域福祉の基盤をより強固にしていく。

また、近年の大震災や大規模水害の発生に伴う被災地支援ボランティア活動の重要度が増し、社協が担う「災害ボランティアセンター」への期待は一層高まっている。今後組織全体の共通認識と平常時の備えが不可欠であることから、課題を再整理し、具体的な取り組みを構築していく。

(1) コミュニティソーシャルワークの推進・強化

令和3年度からの新たな取り組みであるCSW体制整備事業については、ボランティア・区民活動センターが培ってきた地域づくり、居場所づくりなどの手法や実践、実績を活かし、社協へ配置されたCSWや生活支援コーディネーター、区の担当所管とともに連携・協力しながら、協議体の運営支援や地域課題の解決に向けた社会資源の創設、地域活動人材の発掘等の取り組みをともに推進していく。

併せて、社協全体として最も相応しいCSW体制整備のあり方を検討するPTに参画するとともに、区や地域包括支援センターなど地域に関わる職員や地縁組織、民生児童委員、地域の活動団体等とのネットワークをより充実させ、基盤となる地域のつながりによる支え合い活動を生み出していくこととする。

(2) 災害ボランティアセンター事業への取り組み

近年、首都直下型地震対策だけでなく、台風や局地的集中豪雨による甚大な被害が各地で発生し、これらの災害に対する支援が全国的な喫緊の課題となっている。また、昨年来の新型コロナウイルス感染症拡大に伴う災害ボランティア受け入れの制限や、被災地での感染防止対策も大きな課題としてクローズアップされている。社協においては、災害が発生すると被災地を応援したい災害ボランティアが各地から駆け付けることとなるが、災害ボランティアが、被災した人や地域の復旧・復興支援のために円滑に活動できるよう、拠点となる災害ボランティアセンターを区と連携し迅速に立ち上げる任務を負うことになる。

今後は、従来の事業を継続しながら、以下の重点課題に取り組んでいく。

ア 災害時の初動対応から立上げ・運営までの流れを確認・シュミレーションするために災害ボランティアセンターの立上げ訓練を職員全体で行う。

イ 区民に向けた災害ボランティアセンター事業の普及・啓発とともに、この事業に協力してもらえる人材の発掘・育成を目的とした「災害ボランティア養成講座」を実施する。また、養成講座修了者に「災害ボランティア」登録をしてもらう制度を新設し、

継続的な人材確保に努める。

ウ 区及び関係機関ならびに区内の防災関連団体等との情報交換に努めるとともに、地域での防災訓練等に参加し、災害ボランティアセンターの周知に努める。

エ 今年度から2年間、目黒区社協が「城南ブロック災害担当者会議（大田区、品川区、渋谷区、世田谷区、目黒区の各社協および災害支援NPO・NGO団体等で構成される連絡会）」の幹事となるため、各区社協・関係団体等と定例会議を通して、情報共有や意見交換等を積極的に行い、災害時の円滑な相互支援と協力体制が実現できるよう取り組んでいく。

(3) ボランティア・区民活動センター事業

さまざまな分野のボランティア活動、NPO活動などに参加する人や団体等を支援するとともに、人や団体間のネットワークを一層強化していく。多くの人々がボランティア・区民活動に参加できるよう幅広い情報提供や講座など行う。講座・研修会の開催については、従来の会場での開催に加え、内容によりオンライン開催も併用し、参加者の利便性を図りながら「新しい生活様式」への対応を行っていく。

ア 区民への情報提供

(ア) 情報コーナーについては、区民が気軽に立ち寄ることができ、必要とする情報を提供できるよう、整理・整備に努め、利便性の向上を図る。

(イ) ツイッターやフェイスブック等SNSを活用し、幅広い世代に向けたボランティア・地域活動に関する最新の情報を発信していく。

(ウ) 広報紙「ボランティアめぐろ」について、多くの区民に興味や関心を持ってもらえるよう、発行月により頁数を調整し内容にメリハリをつけ、外注によるカラー印刷を用いるなどの工夫を重ねることで、読みやすい情報紙の提供に努める。また、区民が気軽に入手できる設置場所を新たに開拓し、配布先の拡充に努める。

イ ボランティアコーディネートの強化と均質化

職員のボランティアコーディネートをより高め、適切な支援を行えるよう、休館日のセンター会議を有効に活用し、情報交換や問題事例の研究などを通じて認識の共有化を図る。正副担当制の機能を維持・強化し、コーディネートの内容や質の平均化と全体的なレベルアップを図る。

ウ ボランティア・区民活動のための支援

(ア) ボランティア登録者に対し、活動の機会を幅広く情報提供できるよう、活動先の活動内容や受け入れ状況等の把握に努める。特に、区内の福祉施設や地域活動団体等と連携・協力し、より多くの活動希望者が、円滑に安心して活動に参加できるよう支援する。

(イ) ボランティア活動に参加するきっかけづくりとして、ボランティア入門講座「ボランティアはじめの一步」を開催する。また、有償・無償に関わらない「地域活動説明会」を地域支援課の各担当が合同で行い、人的資源の充実に努める。

エ 福祉学習・研修活動の継続的な取り組み

(ア) ボランティア・区民活動団体等と連携し、さまざまなボランティア・区民活動に

関する学習の機会を設ける。また、センターに登録しているボランティア・区民活動団体との情報交換会を開催して団体間の情報共有を図り、団体が抱える運営上の共通課題等をテーマに話し合う場を提供するなど、団体同士のネットワーク構築に向けた取組みを行う。

- (イ) ボランティアティーチャーの協力を得て、小・中・高等学校などの生徒や企業の社員等を対象に、車椅子・点字・手話等の体験学習やボランティアに関する講話等の福祉体験学習を継続的に実施する。
- (ウ) 今後も福祉体験学習を安定的に実施するため、既存のボランティアの協力を得ながら「ボランティアティーチャー養成講座」を開催し、新たな担い手の確保と育成に努める。
- (エ) 総合庁舎の大会議室や西口ロビーを活用して各分野のボランティアグループやNPO団体と協働し、団体の活動を広く周知することを目的とした区との共催講座やパネル展示を開催する。

オ 小地域福祉活動の推進

- (ア) 地域での居場所づくりには、活動する人と活動場所を開発することが重要となる。多世代交流など多様なふれあいサロンの増設に向けて、サロン活動に興味・関心のある区民を対象にした「居場所（サロン）づくり講座」を既存グループの協力を得て実施する。特に子育てサロンについては活動グループが減少傾向にあるため、既存のサロンと連携し地域の情報収集等を行いながら新規サロンの開拓に力を注いでいく。また、広報紙等によりサロンを周知するとともに、空き家・空き部屋等の提供や情報を区民や団体等に向けて広く求め、担い手と協力者のマッチングを行っていく。
- (イ) 既存のグループへの助成や広報協力、運営についての相談等、グループの実情に応じて必要な支援を行っていく。
- (ウ) 総合支援事業へ参入したミニデイサービスに対しては、団体の意向を尊重しながら、活動の安定性や継続性が保てるよう、区と連携・協力して支援していく。

カ 車椅子貸出・福祉機器リサイクルの実施

- (ア) 社協が所有する車椅子を歩行困難な高齢者、障害者等に貸し出す。なお、各住区センターに設置の老朽化した車椅子は、区民が安全に利用できるよう計画的に買替えを行っていく。
- (イ) 介護用ベッドやポータブルトイレ、シャワーチェアなど区民が不用となった福祉機器の情報提供を受け、必要なかたに斡旋する。
- (ウ) 社協が保管している使用可能な中古車椅子を必要としている区民に譲渡し、有効活用を図る。

キ 使用済み切手の収集の実施

区内郵便局や関係団体、区民から寄付される使用済み切手は、買取業者に売却し地域福祉事業に還元する貴重な資源である。引き続き広報媒体等を活用して収集ボックスが未設置の関係機関や企業等へ協力を呼びかけ、協力団体等を幅広く募る。

5 助成事業

(1) 助成金交付事業

歳末たすけあい・地域福祉募金の配分金である地域福祉活動費を、高齢者団体等への行事助成、福祉施設への助成など各種助成金として有効に活用する。

(2) 共催事業

目黒区及び目黒区民生児童委員協議会と共催し、10月に区内老人クラブを対象に敬老福祉大会を実施する。

(3) 赤い羽根共同募金の地域配分（B配分）の推薦

赤い羽根共同募金地域配分（B配分）については、できる限り区内で有効活用し、地域福祉の向上に寄与できるよう、広く区内福祉施設・団体に対し募集の周知を行う。また、30万円を超える助成額が大きい全都配分（A配分）も区内で有効に活用できるよう、併せて周知を行う。

助成金の審査については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で例年より募金実績が減少していることから、より適切な運用がされるよう努める。配分推薦可能額を超える申請があった場合には、配分推せん委員会において順位付けし、東京都共同募金会へ配分の推薦を行う。

6 生活福祉資金貸付事業

東京都社会福祉協議会から「生活福祉資金貸付事業」を受託し、低所得世帯や障害者、介護を要する高齢者のいる世帯の経済的自立と生活の安定を図ることを目的として、貸付に関する相談及び資金の貸付を実施する。

複合的な問題を抱える生活困窮者からの相談も多く、総合的な支援を行うことがより一層求められている。このため当該貸付制度だけでなく、生活困窮者自立相談支援窓口を含めた関係機関との連携を強化し、情報の共有化や連絡体制の強化を図る。

資金管理面では、生活福祉資金管理データベースシステムを有効活用し、東京都社会福祉協議会と連携して償還事務の効率化を図り円滑な資金管理に努める。

なお、令和2年3月25日から開始された、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による減収や失業等で生活に困窮する世帯を対象とした特例貸付については、令和3年度末で申請受付を終了するが、6月末まで延長貸付の受付のみ継続するため、必要な体制を確保するとともに、東京都社会福祉協議会の方針に基づき、適切に管理・運用していく。

7 権利擁護センター事業

(1) 成年後見制度利用支援事業の充実

目黒区における成年後見推進機関として、制度や手続きに関する相談をはじめ、成年後見制度の周知・啓発、成年後見制度のさらなる利用促進に努める。

成年後見人の担い手である親族への支援、専門家の紹介、ネットワークづくりと同時に地域の担い手である市民後見人の養成を行う。

ア 法人後見の受任

親族や専門家の後見人を依頼することが困難なかたについては、社協が成年後見人等を法人として受任し、その後の状況により市民後見人につなげる。

イ 「めぐろ成年後見ネットワーク」との協働

弁護士、司法書士、医師、社会福祉士等の関係者と連携・協力を密にし、成年後見制度の推進を図る。区民向けに成年後見制度に関する講演会等を実施するとともに、区内の関係団体等の要請に応じて出張講座を実施する。また、区内の親族後見人を支援するため親族後見人交流会を開催する。加えて、各々の専門分野に応じて市民後見人養成講習のカリキュラムの企画調整と講義を担当するなど、市民後見人養成の一翼を担う。

ウ 市民後見人の養成講習の実施から選任まで

市民後見人について養成から選任、その後の支援までを一体的に取り組む。養成講習、実習等を通して、地域の中で社会貢献的な精神に基づき、後見業務を担う意欲のある区民（市民後見人）を一定数養成するとともに、その後も活動や研修を通してフォローを行う。また、法人後見サポーターから市民後見人へのリレー方式を積極的に推進していく。

エ 専門相談事業の充実

成年後見や遺産相続、遺言等の相談を職員が常時受け付ける一般相談事業のほか、弁護士や司法書士による月4回の専門相談事業を実施することで、より複雑で困難性の高い相談内容にも対応し、区民の成年後見等に関する利便性を高める。また、必要に応じて成年後見等受任候補者を紹介し、申立てやその後の制度運用が円滑に進むように支援する。

オ 成年後見制度の利用に係る報酬助成等

経済的な理由で成年後見人等を付すことができないなどの事情がある区民に対して、申立てに必要な費用や後見人等の報酬を助成し、成年後見制度の利用促進を図る。

カ エンディングサポート事業

区民が安心して最後まで自分らしい人生が送られるように、終活に関する講演会や遺言、相続、任意後見契約などに関する相談会等を区の補助を受けて実施する。

(2) 日常生活自立支援事業等の充実

認知症高齢者や知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が十分ではないかた、及び身体障害者のかたが自立した地域生活を安心して送ることができるように、福祉サービス等の利用援助や日常的な金銭管理等の援助を行う。また、登録型生活支援員と協力して、利用者に対するサービスの向上を図るとともに、関係機関との連携を強化する。ただし、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言下においては、登録型生活支援員に代わって専門員（センター職員）が対応することを原則とする。

(3) 苦情調整委員制度の運営

区や民間事業者が行う保健福祉サービスに関する区民の苦情や不満について、苦情調整委員（弁護士・大学教授・社会福祉士）が公正中立な立場で迅速に対応できるよう、福祉サービス等の質の向上を目指して苦情の申立てにつなげる。

8 ファミリー・サポート・センター事業

(1) 会員研修

参加者が安心して参加できるよう新型コロナウイルス感染症対策を徹底したうえで基礎研修会を開催する。

また、5年に1回の受講が必修となった応急救護訓練・事故防止を含むステップアップ研修を開催し、協力会員の資質向上を目指す。該当会員が受講しやすいように土曜日にも開催する。

(2) 協力会員の確保とフォロー体制の充実

新型コロナウイルス感染症の影響のため、活動の休止を希望する協力会員が増加し、例年に増して協力会員が不足する事態となった。今年度も民生委員を始め地域でさまざまな活動をしている方々を介し、人材募集の呼びかけを行い、協力会員の確保に取り組んでいくとともに、活動に対する不安や悩みを解決できるよう協力会員とコミュニケーションを図り、安心して活動できる環境を整えていく。

また、事業を広く周知し会員確保につなげるため、在宅福祉サービスセンター、めぐろボランティア・区民活動センターと共催で合同説明会を開催する。

(3) 利用登録方法の検討

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、従来の集会型での登録説明会を開催せず、郵送による登録手続きを行った。今後も、郵送登録の継続など登録希望者の利便性向上や効率化を図る。

これと並行して、サポートを利用する際に必要なルールやマナーへの理解を担保するために、動画による事業案内やオンラインでの説明など、新たな方法についても検討していく。

(4) 目黒区との連携強化

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため、これまで以上に区と連携を~~図~~りながら事業運営を行った。令和3年度も緊密に区の関係所管と連携し、目黒区全体の子育てニーズに対応していく。

9-1 生活支援・CSW体制整備事業【生活支援】

高齢化の進展により生活支援が必要な高齢者が増える中、介護保険制度の改正により生活支援サービスの充実・強化が図られることとなり、地域の実状に応じて、従来の介護保険事業者に加えて地域の多様な主体による支え合いの仕組みを広げることが必要とされている。

目黒区から第2層全5地区の生活支援体制整備事業を受託し、協議体の運営に取り組むとともに、生活支援コーディネーターを配置し、高齢者が安心して住み続けられるように地域における支え合いを推進していく。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、オンラインを活用した会議や講座等の開催について、感染状況や参加者のITスキルなどを考慮した上で取り入れていく。

(1) 第2層協議体の運営

地域活動者を中心とした住民や事業者等の参加により、地域の課題や不足する生活支援サービス、高齢者を地域で支え合う手立てなどについて話し合う場、また情報の共有・連携強化の場として、日常生活圏域毎（第2層）に設置された協議体を住民との協働により運営する。

また、地域での支え合い活動に対する区民意識の啓発・醸成とネットワークづくりのため、協議体メンバー以外にも広く地域住民や事業者等が参加する対話の場づくりを展開していく。

（2）情報発信

生活支援コーディネーターが把握した介護予防・生活支援等にかかる地域資源や地域住民の声を発行物「わがまち・ささえあいレポート」等を通して発信する。

（3）講座・研修会等の開催

協議体や地域のネットワークから発見した地域課題への取り組みや地域活動者への支援として、住民、関係機関を対象とした講座や研修会等を開催する。

9-2 生活支援・CSW体制整備事業【CSW】

「地域共生社会の実現」に向けた包括的支援体制を構築するために、地域の中から支援を必要とする人を見つけ、地域住民とともに課題解決に取り組むCSWを新たに設置する。

地域に潜在しているひきこもりやダブルケア、ヤングケアラー等、既存サービスでは解決が難しい課題を抱える人々を見つけ出し、本人に寄り添いながら支援を行う。また、個別支援や地域のネットワーク等から発見した地域課題に対し、地域住民や関係団体とともに解決に向けて取り組む。

地域から相談や情報が寄せられるためには、地域住民や関係機関等へCSWの認知度を高めることが不可欠であるため、今年度は特に広報活動に注力し周知に努める。これに合わせて、区関係所管課や地域包括支援センター等との連携を図るための場や方法などの体制も整えていく。

本年度は、生活支援体制整備事業の生活支援コーディネーターとの兼務配置とし、計画的に順次増員配置していく。今後については、第4次社協発展強化計画の策定に合わせて、社協内に横断的なPTを設け、CSWの中長期的な方針や取り組み、体制整備の方法等について検討していく。

10 ひとり親貸付事業

東京都社会福祉協議会が実施しているひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の経由事務を行う。この事務経費は、平成29年度から経由事務費として東京都社会福祉協議会から交付されている。

11 歳末たすけあい事業

12月に歳末たすけあい・地域福祉基金を目黒区民生児童委員協議会とともに、町会・自治会の協力を得て実施する。

募金は歳末たすけあい・地域福祉募金の配分計画に基づき、一人暮らし高齢者などへの見舞金と地域福祉を推進するための活動や事業に活用する。

募金目標額については例年 2,400 万円としているが、募金実績は平成 24 年度から逡減傾向で、平成 27 年度以降は 2,000 万円余で推移してきた。令和 2 年度においては、新型コロナウイルス感染防止のため活動が自粛され、目標額を大きく下回る 1,700 万円余にとどまった。新型コロナウイルスが収束した場合は、引き続き社協窓口分の増強に努め、目標額に到達できるように積極的に働きかけを行う。具体的には、高等学校、専門学校等の学校や団体へ街頭募金の協力依頼を行うほか、目黒区職員や官公署等の職員への募金協力依頼や区内福祉団体等にも広く呼びかけ、関係者による募金協力を努める。

また、令和元年度に、社協職員による街頭募金に民生児童委員の参加協力を依頼したところ、職員単独よりも募金額が増加するなど効果が大きかったことから、引き続き街頭募金への協力をお願いしていく。

なお、募金を活用した助成事業については、より効果的な活用を図るため助成金審査会で審議する。

12 障害福祉サービス事業

指定障害福祉サービス事業所として、障害者総合支援法の自立支援給付による居宅介護、重度訪問介護、同行援護を行い、併せて地域生活支援事業による移動支援事業を実施する。他の民間事業所では対応が難しい利用者への援助等を継続していく。

特に、視覚障害により移動に著しい困難を有する障害者等を対象として、外出時において当該障害者等に同行し、移動に必要な援護とともに情報提供等を行う「同行援護」については、対応できるヘルパーが限られており、円滑な業務運営が難しい状況にあるため、資格取得のための講座受講費用の一部を補助し、事業所として積極的な人材確保に努める。

新型コロナウイルス感染症流行下におけるサービス提供については、利用者やその家族の生活を継続する観点から感染予防対策を徹底しつつ、必要な各種サービスを継続的に提供する。

ヘルパー研修等の開催方式については、感染状況およびヘルパー人数等を勘案し、対面型の他にオンライン研修も検討する。

また、目黒区心身障害者（児）緊急時等見守り事業を目黒区から受託し、主たる介護者が不在等により障害者（児）が緊急かつ一時的に日常生活を営むことが困難になった場合等の利用に供する。さらに、医療的なケアを必要としない利用者の主介護者にリフレッシュを図ってもらう家族支援サービスを行っていく。

II 公益事業

1 居宅介護支援事業

社協として、居宅介護支援事業所の円滑かつ充実した運営を目指すため、目黒区や包括支援センターと緊密に連携を図りながら事業を推進する。虐待に係るケースや権利擁護の

視点が必要なケース、高齢者のみではなく家族全体のケアを要するケース、生活困窮世帯等に積極的に対応していく。目黒区における地域包括ケアシステムの推進に寄与できるよう、①地域活動の積極的な活用、②医療機関との連携、③介護サービスや施設等との連携の3方針に応じた事業運営に取り組み、ケアプランの質の向上に努める。

昨年度から、当事業所の地域を担当する東部包括支援センターの運営法人が変更となったが、今年度は介護予防ケアマネジメントの委託や実施事業への協力などによって連携を図り、一層の円滑な関係が築けるよう努める。

令和3年4月に介護報酬改定や運営基準の改正が行われるため、利用者への説明責任を果たすとともに、法令に沿った適切な事業運営にあたっていく。

介護情報サイトの活用や包括支援センターとの連携によって、新規案件受託につなげ、着実な事業実績の向上に努める。

2 地域包括支援センター事業

地域共生社会の実現に向けた包括的相談支援体制において、「住民に身近な保健福祉の総合相談窓口」として、高齢者だけでなく、障害者、子ども、生活困窮者、また、世帯が抱える複合課題を丸ごと受け止め、目黒区及び関係機関と連携を図り、医療、介護、予防、住まい、生活支援等が切れ目なく一体的に提供できる地域包括ケアシステムの構築をさらに進める。

センターの基本業務である総合相談、介護予防、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント等の各種事業及び介護予防支援・介護予防ケアマネジメントに継続的に取り組み、保健師・看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員等が地区の特性に合わせ、それぞれの専門性を活かしながら、住民の生活を支える。

(1) センターの認知度向上への取り組み

センターは、「地域の身近な保健福祉の総合相談窓口」として、さらなる認知度向上の取り組みを進める。

南部地域において、他機関と協働した出張相談会を定期的に行い、センターの役割や機能、業務内容等を幅広く周知し、センターの認知度向上に努め、機能強化に取り組む。センターの広報紙「南部包括だより」（年2回以上発行）の内容をより充実させ、出張相談会や研修会、町会・自治会・住区住民会議・マンション自治会の役員会などで幅広く配布、周知し、認知度向上のツールとして活用する。

(2) 包括的支援事業の強化

センターは区民にとって身近な地域で相談を受け止め、きめ細やかな支援を受けられるよう、関係機関と連携しながら包括的支援事業の体制整備を図る。

区民や民生児童委員、関係団体、見守りネットワーク等、地域からの通報や相談に、より迅速に対応できるように、アウトリーチの取り組みを継続する。

また、認知症の早期発見早期対応事業に全職員で取り組み認知症相談と支援の充実を図る。

(3) センター機能の強化

家族状況や社会の変化により発生している深刻な状況にあるかた、いわゆる「ダブルケア」や「8050問題」など複雑化・複合化した困難な生活課題に対してはあらゆる関係機関と連携をしながら対応する。

「制度の狭間」の課題には今までの関係機関のほか、新規配置のCSWや生活支援コーディネーターと緊密な連携を図る。

(4) 新型コロナウイルス感染症等を踏まえた事業運営

各種講座、事業等において新型コロナウイルスの感染状況に応じて、オンラインによる会議・研修など新たな手段や方法で実施する。包括の周知や活用できるサービスなどについてもオンラインを活用した情報発信を検討し、活用を図る。

Ⅲ 収益事業

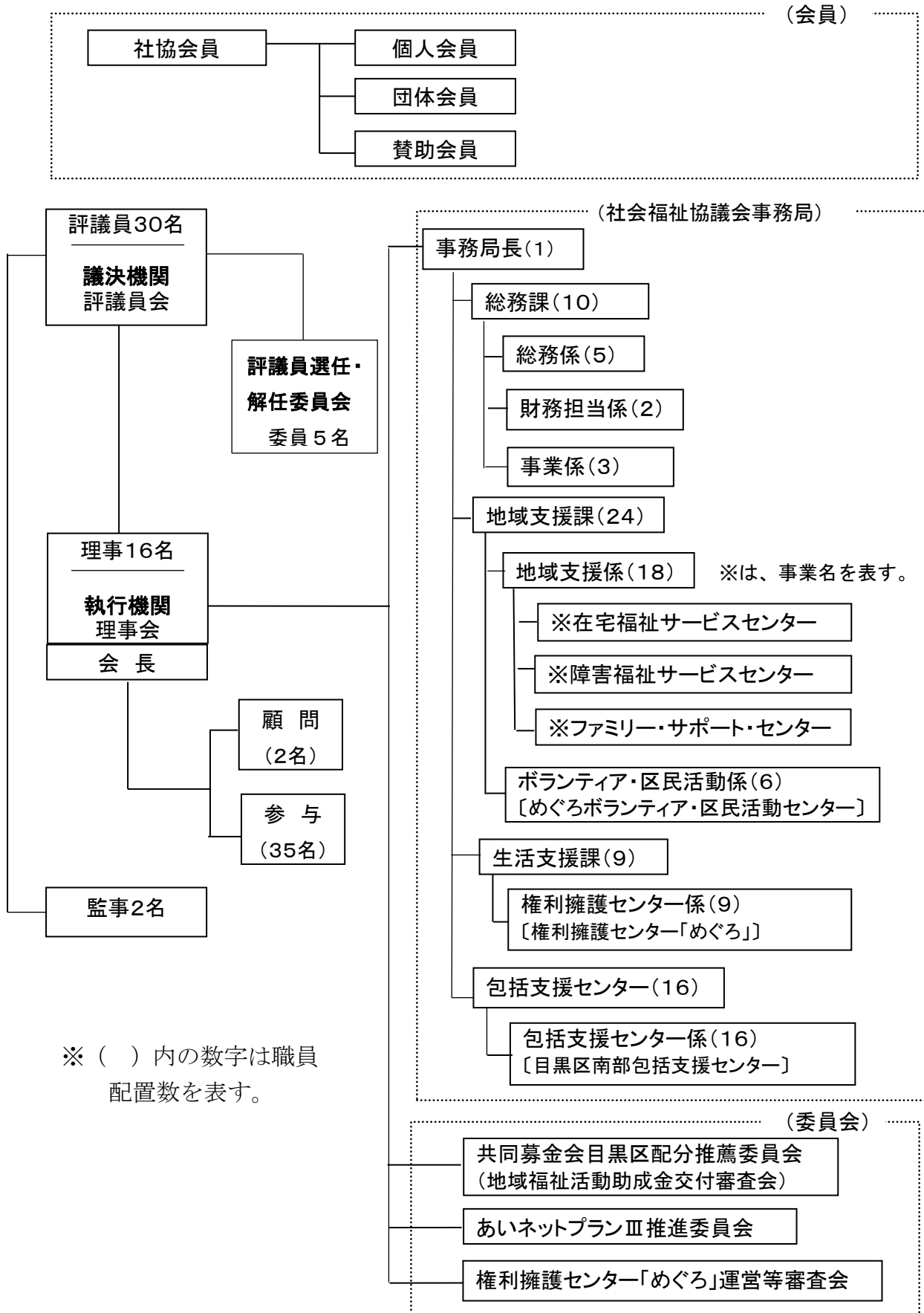
1 自動販売機管理事業

社協が、目黒区行政財産の目的外使用許可を得た目黒区総合庁舎（証明写真機）ほか7施設（飲料）に自動販売機を設置し、事業者から手数料収入を得ている。

令和2年度の飲料の売上は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、かなり減収となったが、令和3年度は契約更新後の運営となるため、引き続き適切な管理を行い収入確保に努める。

第4 組織図と職員配置

1 目黒区社会福祉協議会組織図（令和3年4月1日：予定）



2 目黒区社会福祉協議会職員配置人員表（令和3年4月1日現在：予定）

（単位：人）

課	係	常勤職員	契約職員	非常勤職員	計
総務課	総務係	5 (6)	0 (0)	1 (1)	11 (12)
	財務担当係	1 (1)	0 (0)	1 (1)	
	事業係	1 (1)	1 (1)	1 (1)	
地域支援課	地域支援係	6 (4)	7 (7)	5 (5)	24 (23)
	ボランティア・区民活動係	3 (2)	2 (3)	1 (2)	
生活支援課	権利擁護センター係	7 (6)	1 (1)	1 (1)	9 (8)
包括支援センター	包括支援センター係	4 (4)	11 (11)	1 (1)	16 (16)
計		27 (24)	22 (23)	11 (12)	60 (59)
構成率		45.0% (40.7%)	36.7% (39.0%)	18.3% (20.3%)	100% (100%)

※1 事務局長は総務課に含む。

※2 管理職は各課の庶務担当係に含む。

※3 ()は、令和2年4月1日の実配置数。